

横浜マラソン競技規約

この規約は、横浜マラソン大会組織委員会（以下「主催者」という。）が主催する横浜マラソン大会を円滑に実施するために、大会要項の競技に関わる事項を定めたものです。

- 1 競技実施にあたっては、本規約のほか、日本陸上競技連盟競技規則及び国際パラリンピック委員会陸上競技規則を準用する。
- 2 参加者は、主催者の定める各種規約等を遵守し、主催者の安全管理・大会運営上の指示に従うこと。
- 3 ネットタイムを大会公式記録とし、大会表彰もネットタイムとする。
- 4 主催者は、走路上に閑門を設置することができる。閑門の閉鎖時刻は主催者が定め、事前に参加者に周知する。
- 5 主催者は、走路上等に給水所を設置する。給水所には、水、スポーツドリンク、給食等を用意する。ただし、各給水所は、物品がなくなり次第終了とする。
- 6 参加者が持参し、またはレース途中に独自に入手した飲食物・テーピング等の物品によるトラブルについては、主催者は一切責任を負わない。
- 7 参加者は、大会開催中に主催者より走行続行に支障があると判断された場合、主催者の走行中止の指示に直ちに従うこと。
- 8 主催者が出走を認めた者以外は、走路を走行することはできない。
- 9 参加者は次に該当する場合は失格となる。失格者は、直ちに走行を中止し、スタッフの指示に従うこと。
 - (1) 主催者の定める各種規約等に従わない場合
 - (2) 主催者の指示に従わない場合
 - (3) 使用施設等の規則に従わない場合
 - (4) スタート閑門閉鎖時刻までにスタートしなかった場合
 - (5) 各閑門閉鎖時刻までに到達できなかった場合
 - (6) 次の閑門閉鎖時刻に到達できないと審判員が判断した場合
 - (7) 各閑門閉鎖時刻に合わせて主催者が運行している移動閑門車両に追いつかれた場合
 - (8) 既定のコースを走らず、コースショートカットが判明した場合
 - (9) 走行時に背中を押すなど、走行に直接影響がある助力を与えたり受けたりする行為に対し、審判員等の警告を受け、さらに助力を繰り返した場合
 - (10) 大会開催中に緊急車両の走行による競技の中止や一般歩行者の横断（ランパス）による走路の変更をする際、主催者の指示に従わずこれを妨げようとした場合
 - (11) その他、審判員等が失格と判断した場合
- 10 参加者は、他者からの助力を受けてはならない。ただし、本大会においては、次の行為は助力とはみなさない。
 - (1) 転倒や立ち止まり、横臥等の行動を行う参加者に対して、審判員や医療救護スタッフ、

給水スタッフ等が一時的に声掛けや介護するために競技者の身体の一部に触れること。

- (2) ビデオ装置、携帯用音楽プレイヤー、トランシーバーや携帯電話もしくは類似の機器を走路内で所持または使用すること。ただし、携帯用音楽プレイヤーを使用する際は、緊急時のスタッフの指示が聞こえる音量に設定するか、片耳のみの装着をすること。
 - (3) 心拍計・速度・距離計・ストライドセンサーのような機器を所持または使用すること。
 - (4) 主催者が手配したペースランナーによってペースを得ること。
 - (5) 障害等により単独走行が困難な参加者が、正式な手続きにより主催者が認めた伴走者をつけて走行すること。
- 11 車いすや担架の使用、救命措置等の治療など、医療救護スタッフから前項第1号の程度を超える援助を受けた参加者は、棄権とみなし原則失格となる。医療救護スタッフは、棄権となる旨を参加者本人に確認し、応急処置に入ることができる。
- 12 参加者は、大会開催中の傷病発生時に、スタッフからの声掛け、応急処置、救命措置等（以下、「手当て等」という。）を受けることについて、次の各号を承諾したものとする。
- (1) 参加者が走行続行可能な身体状態であるかどうかは、医療救護スタッフが判断する。
 - (2) 医療救護スタッフが走行不能と判断した参加者は、棄権となる。
 - (3) 参加者は、手当て等の方法及びその経過等について、主催者の責任を問わないとこと。
- 13 障害等により単独走行が困難な参加者が伴走者をつける場合は、次の点に留意しなければならない。
- (1) 伴走者が必要な参加者は、事務局の定める手続きをとること。
 - (2) 伴走者は、走行中は1名とする。
 - (3) 主催者が指定する場所で伴走者を交代することができる。
 - (4) 盲導犬等介助動物の伴走は認めない。
- 14 参加者の次にあげる行為を禁止する。発覚した場合は失格とする。
- (1) 代理出走
 - (2) スタート・フィニッシュライン付近や走路・沿道各所で不用意に立ち止まるなど、事故につながり大会運営に支障をきたすような行為
 - (3) トイレ以外での排泄行為
 - (4) 政治的、宗教上の主張や明らかな広告宣伝を目的とした行為
 - (5) ベビーカーを押しながらの出走
 - (6) 他の参加者や応援者等を不快にさせる行為
 - (7) 主催者が認めた者以外の出走・伴走（ペット含む）
 - (8) 走行中のアルコール摂取
 - (9) 首都高速道路上の壁柱、壁面、機器等への無用な接触
 - (10) 首都高速道路上から下を覗き込む等の危険行為
 - (11) その他、大会の運営に支障をきたす、もしくはその恐れがある行為
- 15 参加者は次にあげる服装（仮装含む）をしてはならない。審判員等の警告を受け、さらにその服装を続ける場合は、主催者は失格とすることができます。

- (1) 他の参加者や応援者等の迷惑となるような仮面、マント、顔全体を覆う、携行品等を身に着ける等の服装
 - (2) 他の参加者や応援者等を傷つけたり、転倒させたりする恐れがあるなど、他の参加者や応援者等に対して危険と思われる服装
 - (3) 他の参加者や応援者等を不快にさせる服装
 - (4) 政治的、宗教上の主張をPRするものや明らかに広告宣伝等を目的とした服装
 - (5) 救護活動に支障をきたすほど顔色がわからないようなペインティングやAEDを使用する際に妨げとなる服装
- 16 参加者は、主催者が準備したアスリートビブスを、別途指示した場所にはつきり見えるようつけなければならない。
- 17 参加者は、次にあげる箇所においては、スタッフの指示に従い走行すること。
- (1) 段差や走路が狭くなる箇所
 - (2) 車と対面、並走する箇所
 - (3) 大会車両、緊急車両等が走行する場合
 - (4) 走路が分岐したり曲折したりする等の箇所
 - (5) 主催者が決めた歩行者横断箇所
- 18 大会開催中、次の車両等の通行を優先する。参加者はスタッフの指示に従い、安全に留意して走行しなければならない。
- (1) 道路交通法施行令第13条に規定する緊急自動車
 - (2) 施設管理者が施設管理のために走行する車両
 - (3) 大会運営車両
 - (4) その他、主催者が認めた車両
- 19 ペアリレーにおいては、次のとおりとする
- (1) 参加者は事前に申請した出走区間を走行すること。
 - (2) 第1走者から第2走者への中継は、主催者が用意したタスキでの受け渡しを行うこと。
 - (3) 中継地点で、第1走者から第2走者へ最終引継ぎ時刻までにタスキの引継ぎをできなかつた場合、失格とする。
 - (4) 第1走者または第2走者のいずれかが、各閑門閉鎖時刻までに到達できない等により失格となった場合、完走とは認めない。
- 20 湾岸ハイウェイランにおいては、次のとおりとする
- (1) コースはペアリレーの第2走者部分とする。
 - (2) 第8閑門の時刻までにスタートすること。時刻までにスタートできなかった場合は失格とし、スタートできないものとする。
 - (3) スタート後、各閑門閉鎖時刻までに到達できない等により失格となった場合、完走とは認めない。
- 21 本規約に変更があった場合は、直ちにホームページ等の媒体を用い、参加者へ告知する。